

## 三田市地域公募型一般競争入札実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、三田市が発注する建設工事の請負契約に係る地域公募型一般競争入札（以下「公募型一般競争入札」という。）の実施に関し、三田市契約事務規則（平成17年三田市規則第7号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、公募型一般競争入札とは、建設工事毎に入札参加者の資格を定め、参加応募者の資格を審査のうえ、参加資格を有する者を選定して行なう入札方法をいう。

### (対象とする工事)

第3条 公募型一般競争入札の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、造園工事、管工事及び電気工事のうち、予定価格（この要綱においては、消費税及び地方消費税相当額を除く。）が1千万円以上のもの（土木一式工事及び建築一式工事については、3億円未満のものに限る。）で競争入札に付すべき工事とする。ただし、緊急の施工を要する工事その他公募型一般競争入札の手続きにより難いと市長が認める工事は、対象としないものとする。

2 前項に定める対象工事を指定し、かつ、その入札参加資格要件を定めようとする場合は、三田市入札参加者審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経るものとする。

### (入札参加資格)

第4条 公募型一般競争入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 規則第6条に規定する入札参加資格者名簿に登録されている市内業者（市内に本店を有する者をいう。）である者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 発注工事の工種について建設業法に基づく許可を受けている者
- (4) 三田市指名停止基準等に基づき、現に指名停止処分を受けていない者

- (5) 建設業法第26条による技術者を配置可能な者
- (6) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評点が、市長が入札に係る工事毎に定める点数以上である者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、対象工事ごとに、市長が特に必要と認める要件を備えている者

2 市長は、前項第1号に規定する者のほか、競争性の確保等特に必要と認める工事に限り、委員会の審議を経て経常建設共同企業体を参加要件に含めることができる。

(入札公告)

第5条 市長は、公募型一般競争入札を実施するときは、規則第9条に定める事項を公告するものとする。

2 前項の公告は、本市の掲示板に掲示して行うとともに、その写しを市長が指定する場所において閲覧に供するものとする。

(入札参加申込等)

第6条 公募型一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加申込者」という。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 公募型一般競争入札参加申込書
- (2) 同種類似工事の施工実績表
- (3) 配置予定技術者に関する調書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(提出書類等の審査)

第7条 委員会は、入札参加申込者が提出した書類を審査し、入札参加資格者を選定するものとする。

(入札参加申込者への通知)

第8条 市長は、前条に規定する審査により、入札参加資格の有無を決定し、その結果を入札参加申込者に通知するものとする。

(審査方法の変更)

第9条 市長は、第3条第1項に規定する工事のうち、予定価格が1億5千万円未満のものは、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査方式」という。）により行うものとする。ただし、事後審査方式により難しい場合は、この限りではない。

2 事後審査方式の手続きについては、別に市長が定める。

(指名競争入札への切り替え)

第10条 市長は、入札参加申込者が少数で競争性が確保されないと認められるときは、委員会の審議を経て指名競争入札に切り替えることができる。

(設計図書等の閲覧)

第11条 対象工事に係る仕様書、設計書及び図面等は、公告の日以後、入札日まで市長が指定する場所において閲覧に供するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、公募型一般競争入札の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。